附属書二（第三章（原産地規則）関係）　品目別規則

第一編　一般的注釈

1　この附属書の特定の類、項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の1欄に掲げる類、項又は号に応じ、それぞれ同表の3欄又は4欄に定める規則とする。

2　特定の類、項又は号の産品が原産地に関する二以上の品目別規則の対象である場合において、当該産品が当該二以上の品目別規則のいずれかに合致するときは、当該産品が品目別規則に合致するものとみなす。

3　原産地に関する特定の品目別規則が関税分類の変更（以下この附属書において「CTC」という。）に係る基準を用いて定められている場合には、当該品目別規則の対象である産品の生産に使用される各非原産材料については、適用されるCTCが行われることが要求される。CTCの要件は、非原産材料についてのみ適用する。

4　この附属書の規定の適用上、

(a)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(b)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(c)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5　この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、

(a)　「CC」とは、特定の類、項又は号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるCTC（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(b)　「CTH」とは、特定の類、項又は号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるCTC（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(c)　「CTSH」とは、特定の類、項又は号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるCTC（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(d)　「QVC四〇」とは、第三・五条（原産地規則―原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上の産品であって、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第三・五条（原産地規則―原産資格割合の算定）2の規定を適用する。

(e)　「(1)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五〇・〇七項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(f)　「(2)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(g)　「(3)」は、次の規則を示す。

CTH（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五二・〇三項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にカードされ、又はコームされたものであるときに限る。）

(h)　「(4)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(i)　「(5)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(j)　「(6)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五四・〇七項又は第五四・〇八項の材料からの変更を除くものとし、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五四・〇七項又は第五四・〇八項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。

(k)　「(7)」は、次の規則を示す。

CTH（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にカードされ、又はコームされたものであるときに限る。）

(l)　「(8)」は、次のいずれかの規則を示す。

(i)　CTH（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除くものとし、第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に紡績され、浸染され、又はなせんされたものであるときに限る。）

(ii)　CTCを必要としない。ただし、一方又は双方の締約国の区域内において、産品が完全に浸染され、又はなせんされたものであり、かつ、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の非原産材料が完全に織られたものである場合に限る。